令和５年度　玉野市

空き店舗活用奨励金

〈対象者〉以下の条件を全て満たす登録物件の所有者

- ☐ 登録物件で図１の業種による新規創業があった
  - **※登録物件 … 玉野市の空き店舗情報に登録の物件**
- ☐ 新規創業者と、登録物件について売買契約・賃貸借契約・使用貸借契約を締結している
- ☐ 新規創業者と、３親等以内の親族でないこと
- ☐ 市税を滞納していない
- ☐ 暴力団員等でない（玉野市暴力団排除条例第２条）
- ☐市税を滞納していない

（図１）対象業種〈日本標準産業分類に基づく業種〉	
Ｉ　卸売業・小売業	56　各種商品小売業
	57　織物・衣服・身の回り品小売業
	58　飲食料品小売業
	59　機械器具小売業
	60　その他の小売業
Ｍ　宿泊業 飲食サービス	75　宿泊業
	76　飲食店※バー、ナイトクラブ除く
	771　持ち帰り飲食サービス業 ※車両など不特定な場所での事業は除く

〈奨励金額〉

１件につき　　５万円

〈留意事項〉

- ☐申請受付：令和５年４月１日から随時受付 **※予算額に達した時点で締切**
- ☐受付締切：**令和６年２月２８日（水）**まで
- ☐申請の制限：交付を受けた物件は、交付後５年間は申請できません
- ☐補助金返還：創業者が５年以内に事業を中止した場合等、奨励金の返還を求める場合があります。

〈申請から交付までの流れ〉

申請　※対象物件における創業日から１年２か月以内

必要書類の提出

- ☐ 交付申請書
- ☐ 申請者の重要事項確認書
- ☐ 創業者の重要事項確認書
- ☐ 暴力団排除条例に係る誓約書
- ☐ 市税の完納証明書（１か月以内に税務課で取得したもの）
- ☐ 対象物件の面積・間取りが確認できる書類（固定資産税の納税通知書・平面図 など）
- ☐ 対象物件の所有者であることが確認できる書類（固定資産税の納税通知書・登記簿 など）
- ☐ 創業者と締結した売買・賃貸借・使用貸借のいずれかの契約書
- ☐ 創業者による創業日が確認できる書類（開業届・法人登記）

書類の審査・現地確認

書類の内容の審査・必要に応じて店舗等の現地確認

奨励金の交付

必要書類の提出

- ☐ 奨励金請求書　　１４営業日程度で指定口座に振込

事業目的：空き店舗情報の登録を促進し、空き店舗の有効活用・新規創業による地域商業の活性化を図る

空き店舗情報登録制度

〈登録制度について〉

- ☐ 空き店舗を活用した新規創業の促進と地域活性化を目的としたものです。
- ☐ 登録された物件の情報は市ホームページで公開します。

〈登録申込みについて〉

- ☐ 所定の申込書に必要な書類を添えてお申し込みください。
- ☐ 申込者が物件の所有者でない場合、必ず所有者の承諾を得た上でお申し込みください。
- ☐ 店舗と土地の所有者が同一でない場合、必ず土地の所有者の承諾を得た上でお申し込みください。
- ☐ 物件の情報や連絡先は公開・非公開の指定が可能です。

〈申込みに必要な書類〉

- ☐ 登録申込書　☐ 空き店舗登録票　☐ 空き店舗 写真・間取図・地図 添付シート

賃　**空き店舗情報**　物件番号 ＸＸＸ

所在地		玉野市	地図
店舗床面積		㎡（　坪）	
間口×奥行		ｍ × ｍ	
構造		鉄筋コンクリート造 ○階建の○階部分	
設備	電気	有	
	ガス	有	
	水道	有	
	その他	エアコン完備・キッチン有	
駐車場		有（○台分） １台あたり　　円／月	間取図
使用歴 現況		飲食店 残存備品あり （イス・テーブル等）	
特記事項		○年○月から入居可	
希望価格		家賃　　円/月（応相談） 共益費　　円/月	
連絡先	氏名		
	ＴＥＬ		
	ＦＡＸ		
	メール		

現況写真

○年○月○日登録 / ○年○月○日最終更新

玉野市役所　商工観光課
ＴＥＬ：0863-33-5005
ＦＡＸ：0863-33-5001
mail：syoukoukankou@city.tamano.lg.jp